

令和6年2月29日

入札公告

社会福祉法人 あおい会 児童発達支援センターかなで新築工事について、次のとおり入札後審査型一般競争入札を行いますので公告します。

愛媛県西条市古川甲120番1
社会福祉法人 あおい会
理事長 菅野 良昭

記

1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 社会福祉法人 あおい会 児童発達支援センターかなで新築工事
- (2) 業 務 場 所 愛媛県西条市古川甲121-1, 121-6
- (3) 業 務 内 容 事前調査業務、各種申請手続業務、設計業務、地質調査業務、建設業務
- (4) 建 物 概 要 用途：児童福祉施設
構造規模：木造1階建 422.94 m²＋鉄骨造3階建 363.26 m²
外構工事等付帯工事一式
- (5) 業 務 期 間 工事請負契約の成立日の翌日から令和7年2月20日まで
- (6) 予 定 価 格 ￥286,000,000円（260,000,000円(消費税及び地方消費税を除く)）
- (7) そ の 他

この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本工事の入札に参加する資格要件を有する者は、次の構成員からなるグループ（以下「応募者」という。）とし、各構成員は1社ずつとすること。
 - ① 設計構成員 構成員のうち、設計業務を実施する法人
 - ② 建設構成員 構成員のうち、建設業務を実施する法人応募者のグループ名及び代表者は建設構成員とする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないことを含む。）。
- (3) 建設構成員は愛媛県に入札参加資格審査申請書を提出している者であること。
- (4) 入札日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県において入札参加資格停止措置要綱に基づいて愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 次に掲げる本工事のアドバイザーとして携わった法人又は当該法人との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

ア 商号 新企画設計株式会社

所在地 愛媛県松山市南高井町 1990 番地 8

- (7) 応募者の構成員に個別に求める資格要件

設計構成員及び建設構成員は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

① 設計構成員

ア 建築士法（昭和 25 年法第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録を受け、愛媛県内に許可を受ける本店を有する者であること。

② 建設構成員

ア 建築一式工事について、愛媛県の建設業者格付け事務取扱要領（平成 11 年 3 月 23 日土第 381 号）第 5 条の規定による建設業者格付け結果通知（令和 5・6 年度に係るもの。以下「格付け結果通知」という。）の格付けが A 等級の者であること。

イ 前年度又は前々年度に完成した愛媛県土木部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価による工事成績評定点とする。以下同じ。）の前年度の平均点数又は前々年度の平均点数のいずれかが 65 点未満の者でないこと。

ウ 建設工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受け、愛媛県内に許可を受けている本店を有する者であること。

エ 建設業法に規定する経営事項審査において、最新の経営事項審査結果（建築工事）の総合評点が 900 点以上であること。

オ 入札日から起算して過去 15 年間に、児童福祉施設等の用途で延べ床面積 500 m²以上の建築主体工事（新築、増築又は改築であるものに限る。以下同じ。）の元請としての施工実績を有する者であること。

カ 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任で配置することができること。

- a 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
 - b 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - c 開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- キ 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。
- a 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
 - b 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
 - c 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者
- (8) 設計構成員及び建設構成員は、複数の応募者の構成員となって複数の入札に参加することはできない。

3. 入札参加資格の入札前の確認（以下「事前確認」という。）

- (1) この入札に参加を希望するものは、次の申請書類を当該理事長に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。
- ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 入札参加資格確認資料
- (2) 申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。
- (3) 申請書類の提出日時及び提出方法
- ア 提出日時
令和6年3月8日（金）16：00迄
 - イ 提出場所
西条市古川甲120番1
社会福祉法人 あおい会 古川認定こども園
TEL：かなで（担当：金子）0897-55-7176
※訪問の際は事前に電話で予約すること。
 - ウ 提出部数
申請書類は、正2部を持参により提出すること。
 - エ 提出された申請書類は、返却しない。
- (4) 事前確認の日時
受領後、直ちに行う。
- (5) 事前確認の方法
事前確認は、申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうか

を確認する。

(6) 入札参加資格審査結果の通知

令和6年3月11日(月)に通知する。

(7) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。なお、確認を受けずに当該入札に参加しようとした者は、入札書が無効とし、開札しない。

4. 入札参加説明書および設計図書等の配布

(1) 配布先

西条市古川甲 120 番 1

社会福祉法人 あおい会 古川認定こども園

TEL：かなで(担当：金子) 0897-55-7176

※訪問の際は事前に電話で予約すること。

(2) 配布日時

令和6年3月1日(金)から令和6年3月8日(金)まで

10:00~16:00までの時間内 ※土日祝日は除く。

(3) 設計図書等はデータをCD-Rで貸与する。

訪問の際は事前に電話で予約すること。

5. 設計図書等についての質疑は、書面(別紙質疑応答書)により行わなければならない。

(1) 提出日時

令和6年3月8日(金) 16:00迄

(2) 提出方法

書面はFAXまたはメールによる。

(3) 提出場所

西条市古川甲 120 番 1

社会福祉法人 あおい会 古川認定こども園

TEL：かなで(担当：金子) 0897-55-7176 FAX：0897-55-7177

E-mail：mebae_hosi@circus.ocn.ne.jp

(4) 質問に対する回答は、令和6年3月11日(月)に、社会福祉法人 あおい会のホームページに掲載して回答とする。

6. 現場説明

現場説明は実施しない。

7. 入札及び開札

(1) 入札日時

令和6年3月22日（金）10：00から

- (2) 入札場所
西条市古川甲 120 番 1
社会福祉法人 あおい会 古川認定こども園 2 階 会議室
- (3) 提出する書類
 - ① 入札書
 - ② 工事費内訳書
 - ③ 競争入札参加資格審査通知書の写し
 - ④ 代理人が入札に参加する場合は、代表者の委任状
- (4) 入札方法
 - ア 入札回数は1回とする。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 最低入札金額が 2 者以上の同額の場合は、抽選により最低者を決定する。

8. 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）に対して、次の追加資料の提出を求めるので、持参により、別途指定する日時までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。また、直近の経営事項審査の結果通知書の写しについて提出を求められた場合は、同様に別途指定する日時までに速やかに提出すること。
 - ア 施工実績を証する書類
 - イ 専任の配置予定技術者の資格等（3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経験を証する書類
 - ウ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し
 - エ 格付け結果通知の写し
- (2) 最低価格入札者から提出された申請書類及び追加資料の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最低価格入札者以外の入札参加者の資格を省略し、最低価格入札者を落札者と決定して審査を終了する。最低

価格入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行う。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を以て入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

- (3) 審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者の申請書類及び追加資料が不備であった場合も含む。)が行った入札については、入札を無効とする。
- (4) 落札者の決定は、原則として令和6年3月22日(金)までに行う。
- (5) 落札者が決定した場合は、当該落札者に対し書面により落札者決定の通知を行うものとする。なお、入札結果は、契約締結後、社会福祉法人 あおい会において掲示する。詳細は、入札説明書による。

9. 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、当法人理事長に対して書面により説明を求めることができる。この場合、通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日及び日曜日並びに祝日(以下「休日」という。))を含まない。)以内の受付期間中(午前9時から午後5時までをいう。)に当該書面を持参又は郵送により提出しなければならない。
- (3) 書面を提出した者に対する回答は、書面を提出することができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面により行う。
- (4) 書面の提出先は社会福祉法人 あおい会とする。

10. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、次の①又は②に該当すると認められたものについては、入札保証金の納付を免除する。

①保険会社との間に当法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

②その他契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

入札保証金の免除については、入札参加資格審査結果の通知時に通知する。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合、又は発注者が認めた場合は、契約保証金の納付を免除す

る。

(2) 工事費内訳書の提出

- ア 入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を社会福祉法人 あおい会へ入札書と併せて持参により提出すること。
- イ 工事費内訳書には、種目ごとに、金額を記載すること。
- ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- エ 工事費内訳書は、適正な見積がなされているか確認するための資料として提出を求めるものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

(3) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書

契約書は民間連合協定約款により、落札業者が作成する。

(5) 支払条件

支払は、工事期間中2回及び最終支払とする。なお、詳細は落札者と協議する。

(6) 工事保証は工事完成後2ヵ年とし、部分保証は仕様の通りとする。

(7) 工事契約者は、本工事の契約を他人に譲渡してはならない。

(8) 契約後、工事完成引取前に生じた災害・その他の事故については一切、発注者は関係ないものとする。

11. 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

12. 契約条項を示す場所及び問合せ先

提出場所と同じ。

13. その他

詳細は、入札説明書による。